自転車を利用される皆様へ

自転車も一時停止して安全確認！

令和６年中、広島県内では、８９５件の自転車が関係する人身交通事故が発生していますが、そのうち、半数近くの４３５件は交差点などにおける出会い頭事故でした。

交差点では、確実に安全確認して、事故に遭わないようにしましょう。

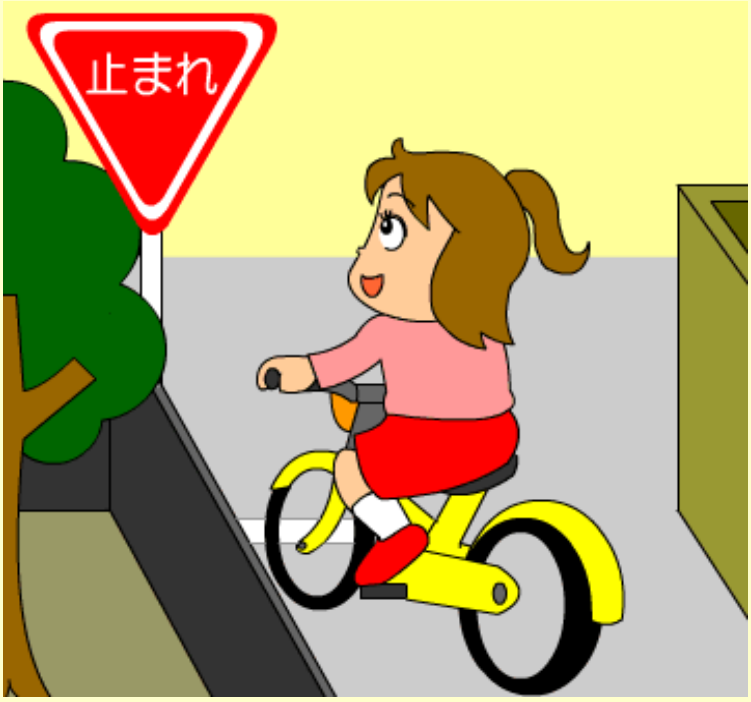

特に、一時停止の標識のある交差点では、自転車も一時停止しなければいけません。

一時不停止の交通違反に対する罰則
３月以下の拘禁刑又は５万円以下の罰金
過失で違反した場合は10万円以下の罰金

※反則金
５千円
（令和8年4月1日施行）

自転車に乗る際はヘルメットをかぶりましょう！

令和５年までの過去5年間に全国で発生した自転車乗車中の交通死亡事故について、お亡くなりになった方の半数以上は頭部の損傷が致命傷となっていました。

大切な命を守るため、自転車に乗る際は、年齢に関わりなく全ての人が、ヘルメットを着用しましょう。

広島県警察